

廃車



軽自動車税(種別割)廃車申告書 兼 標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日 三田市長 殿
つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別	
廃 車	原動機付自転車 (排気量 又は定格出力)	小型特殊自動車
<input type="checkbox"/> 廃棄	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc 又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用
<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 該当のみ 第一種 ※特定原付 (0.6kW以下)	()
<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc 又は0.8kW以下)	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 盗難・紛失	<input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc 又は1.0kW以下)	()
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> ミニカー (20cc超50cc以下 又は0.25kW超0.6kW以下)	

標識番号 [色]	三田市 [白・黄・桃・青・緑]
廃車年月日	令和 年 月 日

第三十四号様式

納税 申告・報告 義務者	住所 又は 所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] []		主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.			
	(フリガナ) 氏名 又は 名称				車 名	型 式 及 び 年 式	原 動 機 の 型 式	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	総排気量または定格出力	
	住所 又は 所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] [] <input type="checkbox"/> 所有者と同じ <small>(※記入なしは所有者と同じとみなす)</small>		※ 特定原付 <small>※該当の場合 全て記入</small>	長さ (190cm以下)	幅 (60cm以下)	最高速度 (20km/h以下)	
(フリガナ) 氏名 又は 名称			標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由			
使 用 者	生年月日	昭・平・令 年 月 日	電話番号		1. 有	イ・盗難 ロ・紛失 ハ・破損 ニ・その他 ()		
	住所 又は 所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] [] <input type="checkbox"/> 所有者と同じ <small>(※記入なしは所有者と同じとみなす)</small>			2. 無	具体的に:		
届 出 者	住所 又は 所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] [] <input type="checkbox"/> 所有者と同じ <small>(※記入なしは所有者と同じとみなす)</small>		盗 難	届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏名 又は 名称			届 出	届出警察署	警察署 交番・駐在所		
	担当氏名 (法人等のみ)	電話番号		出	受理番号			
	この申告については、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。				市 処 理 欄	<input type="checkbox"/> 届出本人確認	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳 健康保険証・社員証・学生証・預金通帳・その他 ()	
					<input type="checkbox"/> 委任状			

[ご注意] 虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第463条の20により処罰される場合があります。

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。
なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 10 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

廃車用 記入例

軽自動車税(種別割)廃車申告書 兼 標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日 三田市長 殿
つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

該当する「申告の理由」「種別」に、✓してください

返納するプレートの番号を記入してください

申告の理由	種 別	
廃 車	原動機付自転車 (排気量 又は定格出力)	小型特殊自動車
<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc 又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用
<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 該当のみ 第一種 ※特定原付 (0.6kW以下)	()
<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc 又は0.8kW以下)	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 盗難・紛失	<input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc 又は1.0kW以下)	()
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> ミニカー (20cc超50cc以下 又は0.25kW超0.6kW以下)	()

標識番号 [色]	三田市 あ 1234 白・黄・桃・青・緑
廃車年月日	令和 年 月 日

第三十四号様式

納税 申告・報告 義務者	住所 又は 所在地	〒 6691513 三田市 三輪 2丁目1番1号	主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.			
	(フリガナ) 氏名 又は 名称	サンダ タロウ 三田 太郎	車 名	型式及び年式	原 動 機 の 型 式		
	生年月日	昭 平・令 年 月 日 電話番号 079-563-1111	車 台 番 号	型式認定番号	総排気量または定格出力		
	住所 又は 所在地	〒 [] - [] [] [] [] [] 【所有者と異なる場合のみ、記入ください】	※ 特定原付 ※該当の場合 全て記入	長さ (190cm以下)	幅 (60cm以下)	最高速度 (20km/h以下)	
使 用 者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ (※記入なしは所有者と同じとみなす)	標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由			
	生年月日	昭・平・令 年 月 日 電話番号	1. 有 2. 無	イ・盗難 ロ・紛失 ハ・破損 ニ・その他 () 具体的に:			
届 出 者	住所 又は 所在地	〒 [] - [] [] [] [] [] 【所有者と異なる場合のみ、記入ください】	盗 難 届 出	届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏名 又は 名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ (※記入なしは所有者と同じとみなす)	届出警察署	警察署 交番・駐在所			
	担当者氏名 (法人等のみ)	【法人の場合は、記入ください】 電話番号	受理番号				
この申告については、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。		市 処 理 欄	<input type="checkbox"/> 届出本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳 健康保険証・社員証・学生証・預金通帳・その他 ()			

該当番号を選択し、
必要事項を記入ください

特定小型原付の場合のみ、3か所全て記入ください

届出者の本人確認書類のご提示をお願いします。

[ご注意] 虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第463条の20により処罰される場合があります。